

(様式1)

撰 教 政 第 1056 号

令 和 3 年 2 月 15 日

文部科学大臣 殿

設置者名

撰津市長 森山 一正

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

撰津市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度

(担当)

撰津市教育委員会事務局

教育総務部 教育政策課

電 話 : 06-6383-1930

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、適切な環境を保つことが重要であるが、味生小学校、第二中学校、第三中学校では建築後40年以上経過し、照明器具の老朽化が課題となっている。タブレット端末の導入により大幅に拡大した必要照度の確保や、照明器具の高効率化による消費エネルギーの削減に向け、照明器具のLED化を図るものである。

また、鳥飼北小学校は建築後35年以上経過し、トイレの老朽化が課題となっている。学校は教育施設以外にも避難所としての機能も併せ持ち、災害時の避難所としての役割も果たすため、トイレ整備を図るものである。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		10 校
中学校		5 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		3 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	10 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	15 箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	9 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無	令和3年3月(予定)
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無	令和3年3月(予定)

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本市において既に実施している行政評価システムにより目標達成度合いを事務事業評価を用いて検討し、計画期間経過後においてそのシステムに基づく目標の達成度合いを計測し、評価結果等を本市ホームページで公表する。</p>
--

